

社会福祉法人深広福祉会 役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人深広福祉会（以下「法人」という。）の役員に対する報酬の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬の額)

第3条 役員の報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事会	1日	5,000円
(2) 監事監査	1日	5,000円
(3) 評議員会	1日	5,000円

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度理事長が決めた額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員の報酬の額は、すべて通貨で直接本人に、その全額を支払う。ただし、税金等法令で定められたものは控除することができる。

(重複支給の禁止)

第5条 役員で法人職員である者（以下「役員兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬は支給しない。

附 則

1. この規程は、平成 29年 6月 12日から施行する。